特別養護老人ホームさざんか園
指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所運営規程

第1章　事業の目的と運営の方針

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人恵和会が開設する特別養護老人ホームさざんか園指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の管理者（以下「施設長」という。）や従業者が、要介護状態〔要支援状態〕にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

　指定介護予防短期入所生活介護の提供において、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

３　事業所は、利用者の要介護状態〔要支援状態〕の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態〔要支援状態〕となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

４　事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　指定短期入所生活介護〔指定予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7　指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

8　指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1　名　称　　特別養護老人ホームさざんか園
　　短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕事業所

2　所在地　　千葉県銚子市新町９５９番地４

第２章　従業者の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1　施設長　　１名　（兼務）
　事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

2　医　師　　１名以上
　利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

3　生活相談員　　２名以上
　利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

4　介護職員　　40 名以上
　利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

5　看護職員　　３名以上
　利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

6　栄養士　　１名以上
　利用者の栄養管理､栄養ケア･マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

7　機能訓練指導員　１名以上
　日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

8　事務職員　　１名以上
　必要な事務を行う。

9　調理員　　必要数
　給食業務を行う。

第３章　定員と事業の内容

（利用定員）

第５条　事業所の利用定員は、２４人（介護予防を含む。）とする。

ただし、介護老人福祉施設の空床を利用することがある。

（指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業の内容）

第６条　介護に当っては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

２　一週間に２回以上適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。

３　心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

４　おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。

５　離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

６　常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。

７　利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

第４章　サービスの提供

（食事の提供）

第７条　食事の提供は、栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

２　利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

一　朝食　　８時００分

二　昼食　　１２時００分

三　夕食　　１８時００分

（機能訓練）

第８条　利用者の身体状況等を踏まえ、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能を改善し、又はその減退を防止するための機能訓練を行う。

（その他のサービスの提供）

第９条　教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

２　常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

（利用料その他の費用の額）

第10条　指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供した場

合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕が法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

2　法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3　前２項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

一　食事の提供に要する費用

１日あたりの食費は１，７００円とし、１日の食ごとの額は、朝食３８０円、昼食７００円、夕食６２０円とする。ただし、利用者が保険者より介護保険負担限度額認定証の交付を受け、施設に提示した場合には、提示した日の属する月の初日から、当該認定証に記載されている食費の負担限度額とする。

二　滞在に要する費用

１日あたりの滞在費は、個室で１，２３１円、多床室で９１５円とする。ただし、利用者が保険者より介護保険負担限度額認定証の交付を受け、施設に提示した場合には、提示した日の属する月の初日から、当該認定証に記載されている滞在費の負担限度額とする。

三　厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別の食事の提供に要する費用

実　　費

四　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

実　　費

五　理美容代

実　　費

六　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

4　前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第11条　通常の送迎の実施地域は銚子市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条　利用者は、施設長や医師、看護職員、介護職員などの施設職員の指導に

よる日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2　利用者は、事業所の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。

3　その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

第５章　緊急時、非常時の対応

（緊急時における対応方法）

第13条　事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることとともに、施設長に報告する。

2　事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4　事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第14条　非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

２．定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第６章　その他施設の運営に関する重要事項

（提示）

第15条　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制等を提示する。

（勤務体制の確保）

第16条　利用者に対して、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供できるよう、指定短期入所生活介護従業者等の勤務体制を定める。

（衛生管理）

第17条　指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

２．事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

（苦情処理）

第18条　利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

２．提供するサービスに関して、市町村からの文章の提出・指示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

３．サービスに関する入所者からの苦情に関して千葉県国民健康保険団体連合会調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第19条　利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

（個人情報の保護）

第20条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第21条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の

家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第22条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

２　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（地域との連携）

第23条　事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第24条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第25条　事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第26条　事業所は、全ての短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後１ヶ月以内

（２）継続研修　　随時

（３）認知症介護に係る基礎的な研修　採用後１年以内

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低２年間は保存するものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恵和会と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附　　則

この規程は、平成１２年　４月１日から施行する。

平成１３年　３月１日一部改正

平成１７年１０月１日一部改正

平成１９年１２月１日一部改正

平成２６年　４月１日一部改正

平成２７年　４月１日一部改正

平成２７年　８月１日一部改正

平成３０年　８月１日一部改正

令和　元年１０月１日一部改正

令和　６年　４月１日全部改正

令和　６年　８月１日一部改正

令和　８年　４月１日一部改正